



平成 30 年 5 月 14 日

各 位

上 場 会 社 名 株 式 会 社 新 川
代 表 者 代表取締役社長執行役員 長野高志
(コード番号 6274 東証第一部)
問 合 せ 先 責 任 者 取 締 役 常 務 執 行 役 員
経 営 管 理 本 部 長 森 琢 也
(電話番号 03-5937-6404)

譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえ役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）の導入に関する議案を平成 30 年 6 月 27 日開催予定の第 60 回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的等

(1) 本制度の導入目的

本制度は、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下、「対象取締役」といいます。）を対象に、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主の皆様との価値共有を進めることを目的とした制度です。

(2) 本制度の導入条件

本制度は、対象取締役に対して譲渡制限付株式の割当てのために金銭報酬債権を報酬として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会において、かかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。なお、平成 24 年 6 月 28 日開催の当社第 54 回定時株主総会において、当社の取締役の報酬等の額は一事業年度 150 百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれません。）として、ご承認をいただいておりますが、本株主総会では、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬等の額とは別枠として、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額 70 百万円以内として設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

2. 本制度の概要

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受けます。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式（以下、「本株式」といいます。）を引き受ける取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定します。

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数 200,000 株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とします。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含

みます。)又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、本株式の総数を合理的に調整することができます。

また、譲渡制限付株式の発行又は処分に当たっては、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける取締役との間で①3年間から5年間までの間で当社取締役会が定める期間、本株式に係る第三者への譲渡、譲渡担保権の設定、その他一切の処分行為を禁止することと、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件とします。本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、譲渡担保権の設定、その他一切の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は対象取締役が SMBC 日興証券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

3. 当社の執行役員への付与

当社は、本株主総会終結の時以降、上記の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を、当社の執行役員に対し、割り当てる予定です。

なお、当社は、取締役会の任意の諮問機関として、社外取締役全員(2名)と代表取締役社長(1名)とで構成する、指名・報酬諮問委員会(以下「委員会」といいます。)を設置しています。委員会は、取締役の指名・報酬などの重要事項を審議することで、これらの事項に関する客観性および透明性を確保し、コーポレート・ガバナンス体制のより一層の強化を図ることを目的としています。

以 上